

第2次広島県自転車活用推進計画の期間延長について

1 要旨・目的

令和7年度末を計画終期とする第2次広島県自転車活用推進計画について、現在策定中の国の計画や県の上位計画等を反映させる必要があるため、次期計画の策定まで計画期間を延長する。

2 現状・背景

次期計画については、国において現在策定中である第3次自転車活用推進計画の内容や県の上位計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」等の改定内容を反映させる必要がある。

3 第2次広島県自転車活用推進計画の概要

(1) 計画期間

令和4年度～令和7年度（→次期計画の策定まで期間を延長）

(2) 基本理念

安全で快適な自転車利用環境の創出による豊かな県民生活の実現及び活力ある地域づくり

(3) 計画内容

自転車の活用を全県で総合的・計画的に推進するため、「まちづくり」、「スポーツ・健康」、「観光」、「安全・安心」の4つの分野ごとに、目指す姿の実現のための政策目標・実施施策を示した計画

(4) 根拠法令

自転車活用推進法第10条

「都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。」

4 スケジュール

次期計画の策定については、国の計画や県の上位計画等の策定後に行う予定である。